

「包括的相談支援体制及び住民主体の地域課題解決体制の構築における
ソーシャルワーク機能を遂行するための知識及び技術の教育の現状と課題」

～ 求められる実践能力のある社会福祉士を養成するために～

平成29年3月28日

一般社団法人 日本社会福祉士養成校協会
副会長 上野谷 加代子

地域を基盤としたソーシャルワーク機能を強化するためには（論点の整理）

（第9回福祉人材確保専門委員会提出資料の再整理）

前回の専門委員会において、今後のソーシャルワーク専門職養成にかかる5点の論点を提示した。

論点1：現任者の学び直しについて

調査結果を見ると、社会福祉協議会及び地域包括支援センターの職員とも、地域への取組を担えていない現状が明らかになった。地域への取組を強化するためには、職員が最新のソーシャルワークに関する知識・技術を獲得する必要があるため、定期的に地域を基盤としたソーシャルワークの知識・技術を学び直すことができる研修基盤を体系的に構築することを検討してはどうか。

論点2：現任者の研修機会の確保と組織承認による研鑽

その際、現任者が学び直す機会を保障するためには、就労先の事業所（雇用者）が職員の研鑽の意義を理解することが不可欠となるため、職員が事業所の業務として定期的に研修に参加できるよう、就労先の組織承認・経費による研修参加が可能となる仕組みなどを検討してはどうか。

論点3：三者協働による教育内容の検討体制

地域を基盤としたソーシャルワークが展開できる人材を養成する教育内容に強化するため、特に、養成校、専門職、事業者の三者が一体となって教育を行う実習教育については大幅に充実させることや養成教育総時間数の拡充についても検討してはどうか。その際、三者が協働して実習教育内容を中心に養成教育内容全体の見直しが行えるよう、検討の場を設定することとしてはどうか。

論点4：事業所の業務としての実習指導と事業所の社会的評価

事業所等において、実習指導者となる職員が実習生に行う指導が、業務として明確に位置づけられていない現状を踏まえ、実習指導が業務として明確に位置づけられるよう事業所等への働きかけを行うとともに、事業所等が実習受け入れのインセンティブを高めるため、受け入れを行う事業所等の社会的評価が高まる仕組みなどを検討してはどうか。

論点5：求められる人材像を法定義に落とし込み、ソーシャルワーク専門職であることをわかりやすくする

社会福祉士及び介護福祉士法に規定する社会福祉士の定義について、ソーシャルワークを業とする専門職である旨を明確にするために定義を見直すことを検討してはどうか。

論点1：現任者の学び直しについて

具体的な取り組みのイメージ

コミュニティ・ソーシャルワーカー養成研修の基盤構築と全国展開

今後社会から求められるコミュニティ・ソーシャルワーカー等地域における包括的な支援や支援ニーズの掘り起こしと地域のアセスメントを担うソーシャルワーク人材養成を、「実践」「学会」「養成」「専門職」の4者が連携・協力し合い、人材養成の総合力を高めていくことを目的として、調査研究・研修試行事業を既に実施しているところ。（平成28年度より3カ年度：赤い羽根福祉基金助成による。）

<研究事業実施体制>

社会福祉協議会、日本社会福祉士養成校協会、日本社会福祉士会、日本精神保健福祉士協会、日本地域福祉学会、学識経験者で委員会を構成（事業者団体等との協働に向けた研修のあり方について検討中。）。

社会福祉士会等の専門職団体が行う研修、認定社会福祉士制度等の活用と、関係団体等が行う各種研修事業情報の集約・周知

現任の社会福祉士等が、ウェブ講座などの動画等教材を活用し、常に最新の知識・技術を学び直し、知識・技術を更新できる環境を整備

学生及び現任者のための新たな教材や多様な学習方法の開発

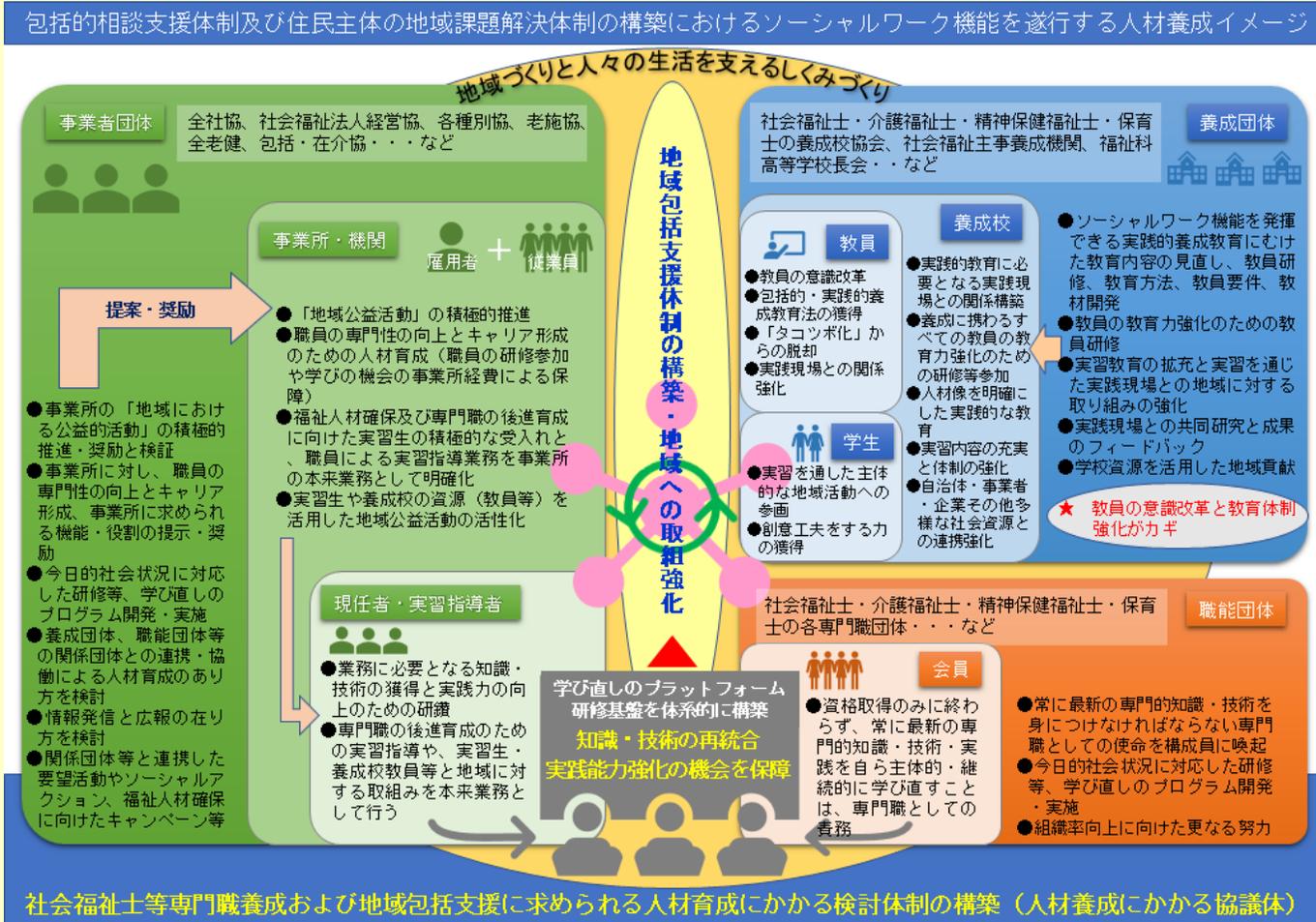
論点に対する具体的な取り組みのイメージ

論点2：現任者の研修機会の確保と組織承認による研鑽

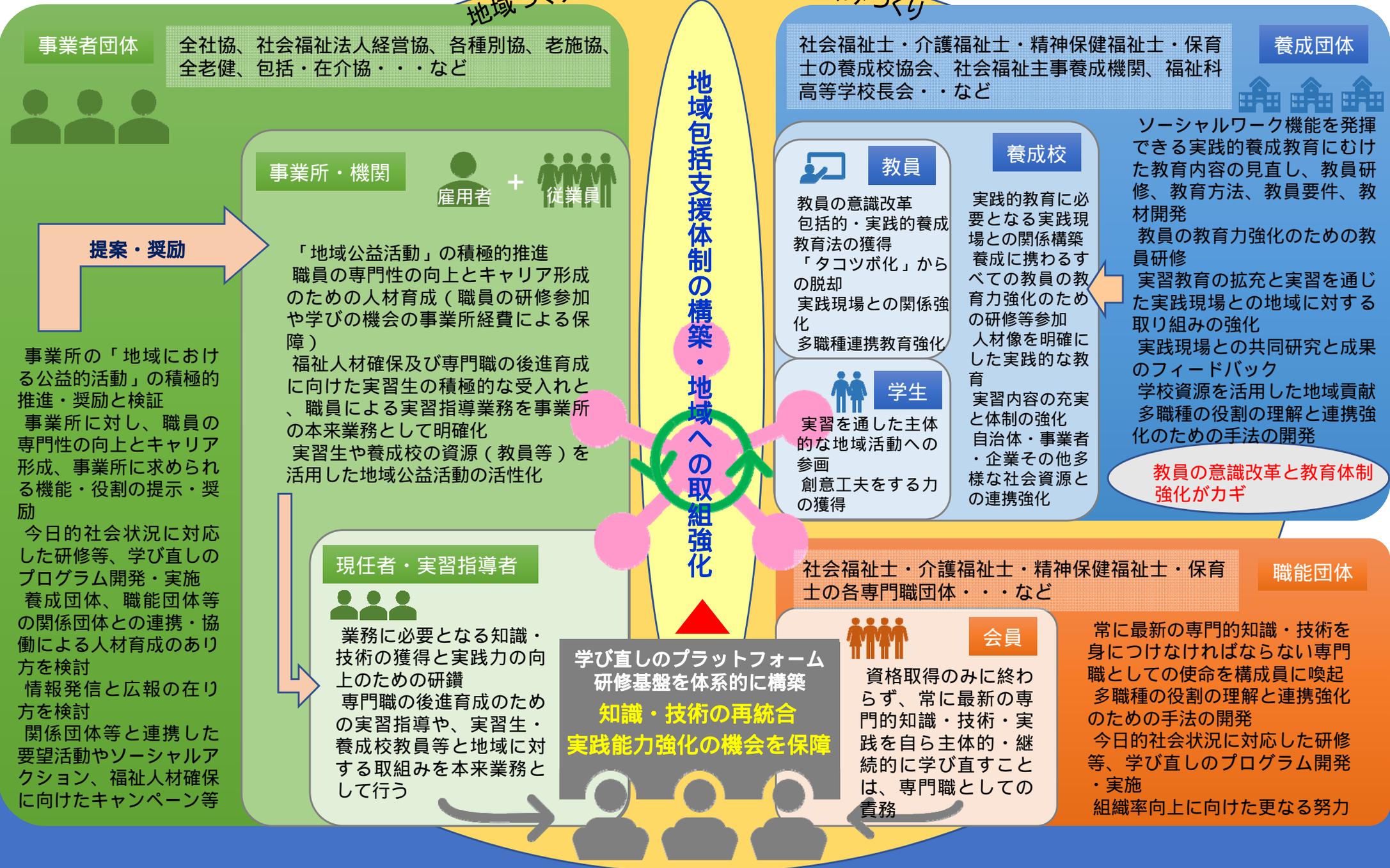
論点3：三者協働による教育内容の検討体制

論点4：事業所の業務としての実習指導と事業所の社会的評価

具体的な取り組みのイメージ



地域づくりと人々の生活を支えるしくみづくり



事業者団体

全社協、社会福祉法人経営協、各種別協、老施協、全老健、包括・在介協・・・など



事業所・機関



提案・奨励

「地域公益活動」の積極的推進
職員の専門性の向上とキャリア形成のための人材育成（職員の研修参加や学びの機会の事業所経費による保障）
福祉人材確保及び専門職の後進育成に向けた実習生の積極的な受入れと、職員による実習指導業務を事業所の本来業務として明確化
実習生や養成校の資源（教員等）を活用した地域公益活動の活性化

事業所の「地域における公益的活動」の積極的推進・奨励と検証
事業所に対し、職員の専門性の向上とキャリア形成、事業所に求められる機能・役割の提示・奨励

今日的な社会状況に対応した研修等、学び直しのプログラム開発・実施
養成団体、職能団体等の関係団体との連携・協働による人材育成のあり方を検討
情報発信と広報の在り方を検討
関係団体等と連携した要望活動やソーシャルアクション、福祉人材確保に向けたキャンペーン等

現任者・実習指導者



業務に必要な知識・技術の獲得と実践力の向上のための研鑽
専門職の後進育成のための実習指導や、実習生・養成校教員等と地域に対する取組みを本来業務として行う

学び直しのプラットフォーム
研修基盤を体系的に構築
知識・技術の再統合
実践能力強化の機会を保障



社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士の養成校協会、社会福祉主事養成機関、福祉科高等学校長会・・・など

養成団体



養成校



教員

教員の意識改革
包括的・実践的養成教育法の獲得
「タコツボ化」からの脱却
実践現場との関係強化
多職種連携教育強化

実践的教育に必要な実践現場との関係構築
養成に携わるすべての教員の教育力強化のための研修等参加
人材像を明確にした実践的な教育



学生

実習を通じた主体的な地域活動への参画
創意工夫をする力の獲得

ソーシャルワーク機能を発揮できる実践的養成教育にむけた教育内容の見直し、教員研修、教育方法、教員要件、教材開発
教員の教育力強化のための教員研修
実習教育の拡充と実習を通じた実践現場との地域に対する取り組みの強化
実践現場との共同研究と成果のフィードバック
学校資源を活用した地域貢献
多職種の役割の理解と連携強化のための手法の開発

教員の意識改革と教育体制強化がカギ

社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士の各専門職団体・・・など

職能団体



会員

資格取得のみに終わらず、常に最新の専門的知識・技術・実践を自ら主体的・継続的に学び直すことは、専門職としての責務

常に最新の専門的知識・技術を身につけなければならない専門職としての使命を構成員に喚起
多職種の役割の理解と連携強化のための手法の開発
今日的な社会状況に対応した研修等、学び直しのプログラム開発・実施
組織率向上に向けた更なる努力

社会福祉法人に求められる「地域における公益的な活動」と社会福祉士実習（社会福祉士養成校）とのタイアップ

全社協・社会福祉施設協議会連絡会パンフレット「社会福祉法人であることの自覚と実践」（H26.9.25）pp4-5に加筆（赤字部分）

社会福祉法人の「地域における公益的な活動」の着眼点

地域性を考慮する（真に地域ニーズに沿った事業展開を図る）
多様化し複雑化する新たな福祉ニーズに対応する
制度によるサービスだけでは対応できない課題（単身高齢者に対する見守りや、ひきこもりの人びとに対する支援など「制度の狭間の課題」）に対応する
制度の範囲で提供されるサービスだけにとどまらない支援を行う
事業者の参入がない過疎地等における制度に基づくサービスの実施、継続
生活困窮者自立支援法の施行に対応する
地方公共団体や住民活動をつなぎ、地方公共団体との間に立ちネットワークを作っていくなど、まちづくりの中核的役割を担う
個性豊かな地域社会づくり、地域再生の中心としての貢献

社会福祉法人は、こうした活動を実施することを前提として、補助金や税制優遇を受けている。こうした優遇措置によって得た原資は、主たる事業である社会福祉事業はもとより、地域での福祉サービスとして還元することが求められていることを改めて認識する必要がある。

「着眼点」を社会福祉士実習の実習プログラムに落とし込む

社会福祉士実習

社会福祉法人の実習指導担当職員（実習指導者）は「地域における公益的な活動」に実習生とともに地域住民と取り組むことで、実習指導が組織的承認のもとで業務として展開できる。

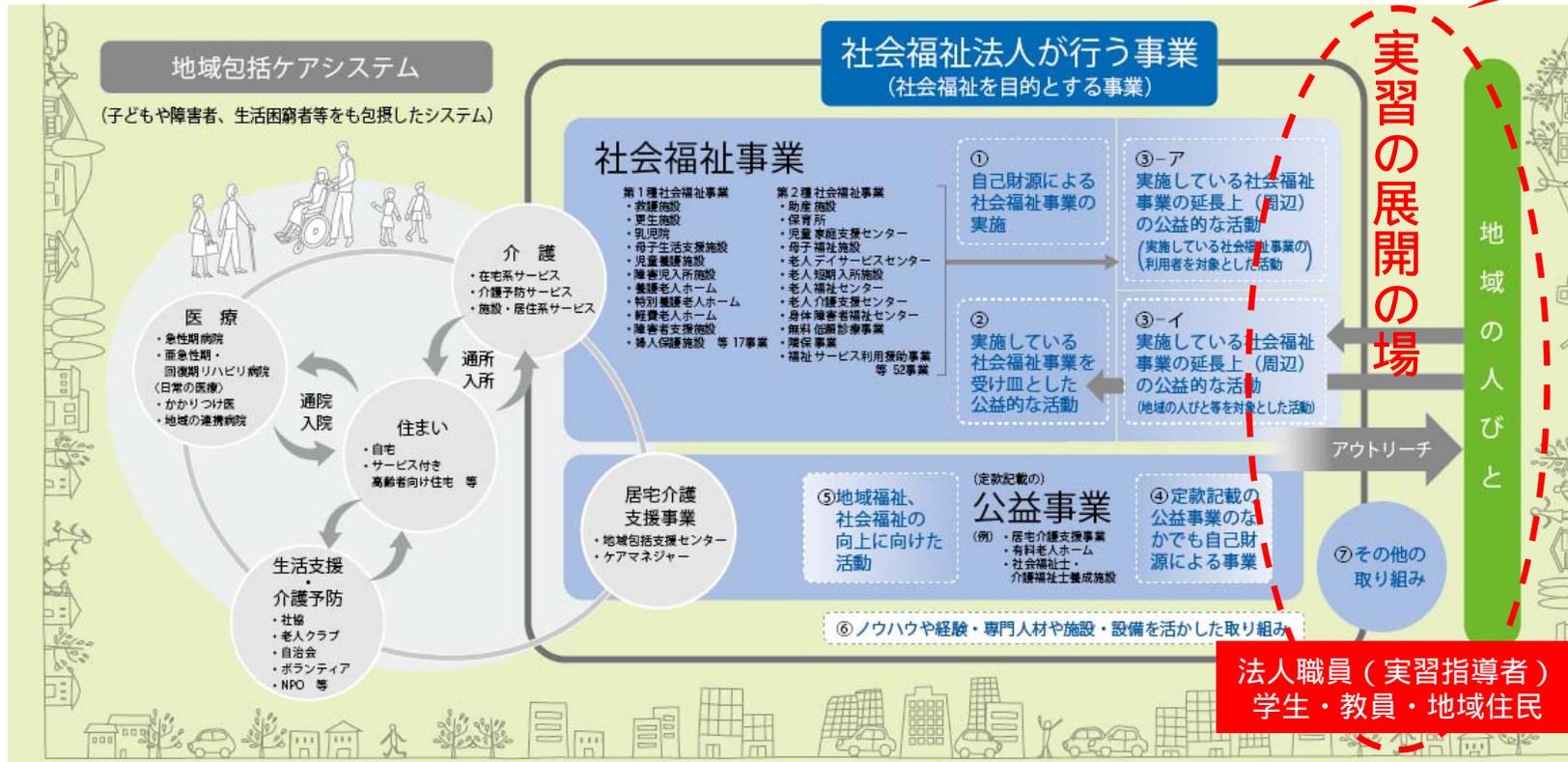
社会福祉法人の「地域公益活動」に養成校の資源（教員・学生・施設）を活用できる。

学生は実習で、社会福祉法人が果たすべき地域アセスメントの方法や地域における取り組みが学べる。

地域における公益的な活動が、当該社会福祉法人の社会的評価を高めるとともに、「地域に強い」社会福祉士の養成機能も果たすことができる。

学生が社会福祉法人に就職しようとする動機付けになる可能性がある。

等、相乗効果が期待できる。



法人職員（実習指導者）
学生・教員・地域住民

「地域における公益的な活動」と「社会福祉士実習」の展開は、社会福祉法人にとどまらず、自治体を含む様々な機関・団体や人との協働により地域の活性化、地域共生社会の実現に向けた取組として期待できるのではないかと。

地域を基盤としたソーシャルワーク機能を遂行する人材養成のためには

社会福祉士養成にかかる関係団体（養成・専門職・事業者）による協議体の設立

現在本協会では、この協議体の設立に向け準備会を立ち上げ、とりわけ、「地域包括支援実習」のあり方について、先駆的な実践を行う社会福祉士にヒアリングを行い検討しているところ。

実習の場を「地域」にするための養成制度見直し

現行の社会福祉士養成制度では、実習指定施設が「施設単位」で指定されている。地域における多様な機関・団体等で実習を行うためには、この指定要件を緩和することや、養成校から遠方の地域で実習するためには、巡回指導や帰校日指導等の基準に関しても要件の緩和やICTを活用する等、今日的状況に対応した教育の見直しが必要。

養成校の養成教育体制の強化と教育方法の開発が不可欠

福祉系大学等教員の自己の専門領域への「タコツボ化」が生じているといわれており、養成教育に従事する教員が「分野横断的な福祉に関する基礎知識を持つ」ソーシャルワーカーを養成できるようにするための総合的な能力向上を図ること、地域を基盤とした包括的支援を行うソーシャルワーク専門職像を養成教育に携わるすべての教員が共有し教授することができるようにすること、多職種連携による包括的支援にかかる教育を強化することなど、教員を対象にした研修の強化、教員要件の設定、教員向け研修教材を開発することが必要。

実践的な教育内容にするための見直しが必要

現行カリキュラムでは、実習実施前の科目修了要件等の基準はない。知識・技術を統合して実践する能力を身につけるためには、教育のステージに応じた修了すべき科目・教育内容や達成度を確認し評価する指標を開発することが必要。

実習において長く地域に関わる工夫

地域を基盤としたソーシャルワークを理解するためには、その地域の変化を確認する相応の時間が必要となるため、集中的な実習はもとより、週1～2日程度を通年で行う実習形態を積極的に取り入れるなど、教育の工夫が必要。

「知先行後」型教育から「知行合一」型教育への転換が必要

- 1 . 養成段階から、知識・技術を統合し実践能力を高めることができる「実践的養成教育」への転換が必要
- 2 . そのためには、教育内容の精査、教育方法の工夫と充実、教育体制の強化、教員の養成教育に対する意識改革が不可欠
- 3 . ソーシャルワークが展開される基盤の強化や地域における福祉文化の醸成
- 4 . 多職種連携による包括的支援に関する教育内容の強化が必要
- 5 . 求められる社会福祉士像の明確化 法定義の見直しに